

※参考資料

給与所得の速算表

給与・賃金・賞与などの収入の合計額。
※給与所得＝収入金額－給与所得控除
（給与所得控除は、下表によって求められます。）

給与収入金額　A　（円）	給与所得控除額　（円）
～　1,900,000	650,000
1,900,001　～　3,600,000	A　×　30％　＋　80,000
3,600,001　～　6,600,000	A　×　20％　＋　440,000
6,600,001　～　8,500,000	A　×　10％　＋　1,100,000
8,500,001　～	1,950,000

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求めます。

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合で、生計をともにする配偶者の合計所得金額が580,001円以上1,330,000円以下の場合、下表の区分別に掲げる金額を控除できます。

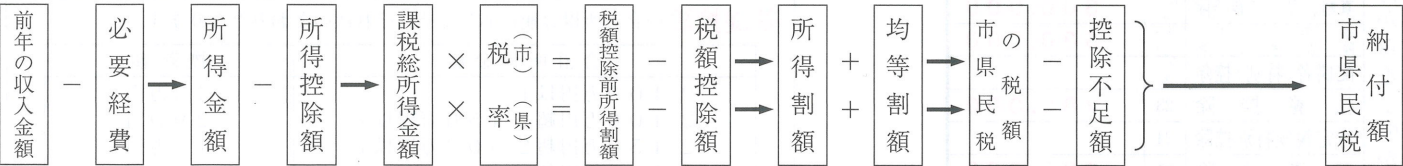
	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特 別控除	58万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が58万円超～123万円以下の方は控除が受けられます。

19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	
90万円超95万円以下	
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

市民税・県民税の計算方法



（注）分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

〔均等割〕

市　民　税	3,000円	県　民　税	2,000円
森林環境税（国税）	1,000円	※県民税には、森林湖沼環境税(1,000円)を含みます。	

〔所得割の税率〕

区　分	税　率
市　民　税	6　％
県　民　税	4　％

課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額となります。

主な税額控除〔調整控除〕

合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額	合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5％（県民税2％、市民税3％）に相当する金額 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
--	---

公的年金等の所得計算表

公的年金等などの収入の合計額。
※公的年金等の雑所得＝収入金額－公的年金等控除
（公的年金等控除は下表によって求められます。）

65歳以上（昭和36.1.1以前生まれの方）			
公的年金等の収入金額　A　（円）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～　3,300,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001　～　4,100,000	A　×25％＋275,000	A　×25％＋175,000	A　×25％＋75,000
4,100,001　～　7,700,000	A　×15％＋685,000	A　×15％＋585,000	A　×15％＋485,000
7,700,001　～　10,000,000	A　×　5％＋1,455,000	A　×　5％＋1,355,000	A　×　5％＋1,255,000
10,000,001　～	1,955,000	1,855,000	1,755,000
65歳未満（昭和36.1.2以後生まれの方）			
公的年金等の収入金額　A　（円）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額（円）		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～　1,300,000	600,000	500,000	400,000
1,300,001　～　4,100,000	A　×25％＋275,000	A　×25％＋175,000	A　×25％＋75,000
4,100,001　～　7,700,000	A　×15％＋685,000	A　×15％＋585,000	A　×15％＋485,000
7,700,001　～　10,000,000	A　×　5％＋1,455,000	A　×　5％＋1,355,000	A　×　5％＋1,255,000
10,000,001　～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

生命保険料控除

一般生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。		
	支　払　金　額	控　除　額
新契 約	12,000円以下の場合	支払保険料の全額
	12,000円を超え32,000円以下の場合	支払保険料×1/2＋　6,000円
	32,000円を超え56,000円以下の場合	支払保険料×1/4＋14,000円
	56,000円を超える場合	28,000円
旧契 約	15,000円以下の場合	支払保険料の全額
	15,000円を超え40,000円以下の場合	支払保険料×1/2＋　7,500円
	40,000円を超え70,000円以下の場合	支払保険料×1/4＋17,500円
	70,000円を超える場合	35,000円

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)
平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)
※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

地震保険料控除

地震保険契約等の保険料を支払った場合。		
支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額	控　除　額
①　地震保険料のみ		支払った保険料の金額÷2 （最高 25,000円）
②　旧長期損害保険料のみ	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,000円を超え 15,000円以下の場合	支払った保険料の金額÷2＋2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③　①と②がある場合		①と②によりそれぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000円）

（注意）－の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか－の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

主な分離課税の税率
〔土地建物等の譲渡所得の税率〕

区　分	長期譲渡（一般）	短　期　譲　渡
市　民　税	3　％	5．4　％
県　民　税	2　％	3．6　％
算出方法 譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）＝譲渡所得		

控除の種類		金 額	控除の種類		金 額			
控除する金額 （金額欄に 5%（県 ） 金額欄に	基礎控除	5万円	納税者本人の 所得金額		900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	障害者 控除	普 通	1万円	配偶者 控除	一 般	5万円	4万円	2万円
		特 別	10万円					
		同居特別	22万円					
	寡婦控除	1万円		老 人	10万円	6万円	3万円	
	ひとり親 控除	父	1万円	扶 養 控除	一 般	5万円	老 人	10万円
		母	5万円					
勤労学生控除	1万円		特 定	18万円	同居老親等	13万円		

令和8年度市民税・県民税の申告について

令和8年1月1日現在、坂東市に住所のあるかたは、収入の有無にかかわらず、市民税・県民税申告書を提出しなければなりません。次の事項を参照のうえ、令和7年中の所得等についての申告をお願いいたします。

◎次に該当するかたは、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- 1　税務署に確定申告書を提出するかた
- 2　給与所得のみ、公的年金所得のみのかた（支払者が支払報告書を市役所に提出している場合）
ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加又は変更がある場合は申告が必要になります。

◎市民税・県民税申告書の提出方法

- 1　申告相談会場に持参する
- 2　課税課あてに郵送する【〒306-0692 坂東市岩井4 3 6 5 番地 坂東市役所 課税課 市民税係】
※郵送の際は、添付資料(原本の写し)等の確認をお願いします。
- 3　スマートフォンまたはパソコンで電子申告する
※詳しくは別紙パンフレット、市ホームページをご覧ください。

◎申告相談会場のご案内　お住まいの地区にかかわらず、どちらの会場でも申告できます。

各会場とも時間指定整理券を配布します

申　告　相　談　会　場	期　　　間	整　理　券　配　布　時　間・場　所	
猿島公民館 1 階会議室 0 9 0（5 4 4 8）3 8 3 1 （申告期間専用）	2月9日(月)～12日(木) （祝日を除く）	開館前	午前8時～ 猿島公民館正面玄関前
		開館後	午前8時30分～午後4時 猿島公民館 1 階会議室前
市役所 1 階多目的ホール 0 2 9 7（3 5）8 2 2 2 （申告期間専用）	2月16日(月)～3月16日(月) （土曜・日曜・祝日を除く）	開庁前	午前8時～ 市役所正面玄関前
		開庁後	午前8時30分～午後4時 市役所 1 階行政情報コーナー

◎申告相談の時にお持ちいただくもの

- 1　個人番号カード（マイナンバーカード）または、本人確認書類とマイナンバーが分かるもの
- 2　申告書
- 3　収入及び所得の分かるもの
・給与所得者及び年金所得者については、「令和7年分の源泉徴収票」※データの場合は写し（給与所得の源泉徴収票が発行されない場合は、事業主からの給与支払証明書又は給与明細書）
・給与所得以外のかたは、収入金額・必要経費の算定基礎となるもの
※営業等・農業・不動産所得のあるかたは、「収支内訳書」を記入してご持参ください。
- 4　所得控除の分かるもの
・国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
・医療費控除の明細書、医療費通知（原本）
※医療費控除の明細書は事前に作成のうえ、ご持参ください。
・障害者手帳等、その他所得控除の分かる証明書等

◎お問い合わせ

坂東市役所 課税課 市民税係 電話 0297-35-2121 内線 1132・1134
※申告相談期間中（2月9日～3月16日）は、申告相談会場へお問い合わせください。

申告書の提出期限は、3月16日(月)です

申告期限が近くなりますと会場が非常に混雑いたしますので、お早めに申告してください。

個人住民税の電子申告が
始まります！

詳しくは
市ホームページへ▶



